

香川県条例第8号

香川県看護学生修学資金貸付条例及び香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(香川県看護学生修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 香川県看護学生修学資金貸付条例(昭和38年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第11条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p> <p>(学業成績表の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第11条に規定する学業成績表又は<u>健康診断書</u>を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p> <p>(学業成績表等の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表及び<u>健康診断書</u>を知事に提出しなければならない。</p>

(香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 香川県獣医学生修学資金貸付条例(平成4年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第10条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p> <p>(学業成績表の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提</p>	<p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第10条に規定する学業成績表又は<u>健康診断書</u>を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p> <p>(学業成績表等の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表及び<u>健康診</u></p>

出しなければならない。

断書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。